

有限会社ツインズ

のぞみケア、サービス指定居宅介護支援事業運営規定

(事業の目的)

第1条 有限会社ツインズが設置するのぞみケア、サービス(以下「事業所」という。)において実施する指定居宅介護支援事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、指定居宅介護支援の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態等となった利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定居宅介護支援の提供を確保することを目的とする。

(事業運営の方針)

第2条 指定居宅介護支援において要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援する。

2 事業所は利用者の心身の状況やその置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的にかつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

3 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。

4 事業所は、利用者の所在する市町村、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

5 事業所は、利用者の人権擁護、虐待防止のため、必要な体制を整備するとともに、従業員に対して、研修を実施する等の措置を講じる。

6 事業所は、指定居宅介護支援を提供するに当たり、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報やその他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。

7 前6項のほか、「船橋市指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例」に定める内容を遵守し、事業を実施する。

(事業の運営)

第3条 指定居宅介護支援の提供は、事業所の従業員によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わない。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりである。

名称 のぞみケア、サービス

所在地 千葉県船橋市三咲6-8-7

(従業員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における従業員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1)管理者 1名(主任介護支援専門員)介護支援専門員と兼務

事業所における介護支援専門員や、その他の従業員の管理、指定居宅介護支援の利用申込に係る調整、業務の実施状況把握その他業務管理を一元的に行うとともに、法令などにおいて規定されている指定居宅介護支援事業の実施に関し、遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

(2)介護支援専門員 1名以上

要介護者等からの相談内容や心身状況、おかれている環境等に応じて、本人やその家族の意向等を基に、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類や内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整、その他必要な便宜の提供を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1)営業日 月曜日から金曜日までとする。

ただし、12月29日から1月3日までを除く。

(2)営業時間 午前9時から午後6時までとする。

(3)上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間連絡が可能な体制をとる。

(指定居宅介護支援の提供方法及び内容)

第7条 指定居宅介護の提供方法及び内容は次のとおりとする。

(1)利用者等からの居宅サービス計画作成依頼等に対する相談対応を利用者宅や入院入所先、当事業所内相談室等において行う。

(2)課題分析の実施

①課題分析の実施にあたっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接をして行う。

②課題分析の実施にあたっては、利用者の生活全般について状態を十分把握し、利用者が自立した生活を営むことができるよう支援する上で、解決すべき課題を把握する。

③使用する課題分析票の種類は当事業所方式のものとする。

(3)居宅サービス計画原案の作成

利用者及びその家族の希望や利用者について把握された解決すべき課題に基づき、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを利用する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成する。又居宅サービス計画の作成にあたって、利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由について説明を求めることができる。作成した居宅サービス計画の総数のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下、この号において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合並びに事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうち、同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス

事業者によって提供されたものの占める割合等につき、文書の交付及び口頭により説明し、利用者及びその家族の同意を得るものとする。

(4) サービス担当者会議の実施

居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者を招集したサービス担当者会議の開催や担当者に対する照会等により、居宅サービス計画原案について担当者から専門的見地による意見を求める。

(5) 居宅サービス計画の確定

介護支援専門員は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービスについて、保険給付の対象となるか否かを区別したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得るものとする。

(6) 居宅介護支援事業所とサービス事業所の連携

介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して個別サービス計画の提出を求める。

(7) サービス実施状況の継続的な把握及び評価

居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス改革の実施状況や利用者についての解決すべき課題について把握し、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他便宜の提供を行う。

(8) 地域ケア会議における関係者間の情報共有

地域ケア会議において個別のケアマネジメント事例提供の求めがあった場合は協力を努める。

(指定居宅介護支援の利用料等)

第8条 居宅介護支援における法定代理受領以外の利用料は、厚生労働大臣が定める基準(告示上の報酬額)による。

2 法定代理受領以外の支払いを受けた時は、当該利用料の額等を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付する。

3 事項に定める通常事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。

4 前3項の利用料等支払いを受けた時は、利用者又はその家族に対し領収書を交付する。

5 指定居宅介護支援の提供開始に際してはあらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用に関して事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名若しくは記名押印を受けるものとする。

(通常の事業実施地域)

第9条 通常の実施地域は船橋市、鎌ヶ谷市、習志野市とする。

(事故発生時の対応)

第10条 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

2 事業所は、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録を行う。

3 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第11条 事業所は、指定居宅介護支援の提供に係る利用者及び家族からの苦情に対して迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずる。

2 事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し苦情の内容を記録するとともに、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他物件の提出若しくは定時の求め又は当該市町村の従業者からの質問、照会に応じる等、市町村が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は従って必要な改善を行う。

3 事業所は、提供した指定居宅介護支援に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は従って必要な改善を行う。

(個人情報の保護)

第12条 事業所は利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努める。

2 事業所が得た利用者又は家族の個人情報は、原則事業所での介護サービス提供以外の目的では利用しないものとし、外部への情報提供についてはあらかじめ書面により利用者又は家族の同意を得る。

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業所は、利用者の人権擁護及び虐待の発生やその再発を防止するために次の措置を講ずる。

(1) 虐待防止対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待防止のための定期的な研修の実施

(4) (1)から(3)の措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に利用者に対して当該事業所の従業員又は養護者(家族等利用者を現に養護する者)による虐待が行われたと思われる場合は速やかに市町村へ通報する。

(身体拘束に関する事項)

第14条 事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。

2 事業所は、やむを得ず身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行う場合はその態様及び時間、その際の利用者の心身状況、緊急やむを得ない理由を記録する。

(業務継続計画の策定等)

第15条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の継続的な実施又は非常時の体制において早期に業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、必要な措置を講ずる。

2 事業所は従業員に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

3 事業所は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(衛生管理等)

第15条 事業所は感染症の予防及びまん延防止のため必要な措置を講ずる。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を概ね6カ月に1回以上開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において従業員に対し感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(その他運営に関する重要事項)

第16条 事業所は居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図ることとに、業務の執務体制について検証、整備をする。

2 事業所は、従業員の質的向上を図るために研修の機会を次の通り設ける

- (1) 採用時研修 採用後3か月以内
- (2) 継続研修 年2回以上(外部研修も含む)

3 従業者は業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持する。

4 事業所は従業者であったものに業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容とする。

5 事業所は適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を越えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針を明確にする等必要な措置を講じる。

6 事業所は指定居宅介護支援に関する諸記録を整備し、サービス提供が終了してから5年間保存する。

7 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は有限会社ツインズの代表と事業所の管理者との協議に基づいて定める。

附則

この規定は、令和6年4月1日から施行する。